

湯沢町消防団 団員募集！

問 防災管財課 ☎ 025 - 784 - 4851

湯沢町消防団では、消防団員を随時募集しています。「自分たちの町は自分たちで守る」という郷土愛護の精神のもと、消防団は地域防火防災の中核として非常に大きな役割を果たすとともに、地域交流の場にもなっています。

その消防団員も、近年は定員を割る状況にあります。湯沢町にお住まいの方、または湯沢町内でお仕事をされている方で、「地域を守りたい」「地域の仲間になりたい」とお考えの方がいましたらお問い合わせください。

また、あわせてラッパ隊員も随時募集しています。ラッパ隊は、演習や式典などで号令に合わせ、トランペットや太鼓を演奏します。こちらにも興味をお持ちの方がいましたらお問い合わせください。

いずれも性別は問いません。

興味をお持ちの方がいましたら
お問い合わせください。

湯沢町消防団「女性部」を立ち上げます！

湯沢町消防団では、令和6年度から「女性部」を立ち上げます。

そこで女性消防団員を募集します。女性部は一般の消防団員とは異なり、火災や災害現場での活動は原則行いませんが、火災予防などの広報・啓発活動、応急手当の普及指導、災害時の被災者のケアなどを主として活動を行います。

なお、初回の募集となるため、1次締切を下記のとおりとします。

1次締切 令和6年5月31日(金) ※1次締切以降も随時募集します。



軽自動車税減免申請のお知らせ

身体、知的等に障がいのある方が所有している軽自動車、またはその方と生計をとる方が、障がいのある方の通学、通勤等のために使用する軽自動車について、一定の要件を満たす場合、軽自動車税の減免が受けられます。該当する方は、申請してください。

※減免の対象となる車両は1台のみです。

※普通自動車について、減免を受ける方は除きます。

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳など
- ②印鑑
- ③運転免許証
- ④対象となる車両の納税通知書

申請期限 5月31日(金)

問 税務課 資産税係 ☎ 025 - 784 - 3452

減免対象となる障害の区分および等級

障害の区分	本人運転	家族運転
視覚障害	1級から4級	1級から4級
聴覚障害	2級から3級	2級から3級
平衡機能障害	3級	3級
咽頭摘出による音声機能障害	3級	3級
上肢機能障害	1級から2級	1級から2級
下肢機能障害	1級から6級	1級から3級
体幹機能障害	1級から3級、5級	1級から3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢	1級、2級
	移動	1級から6級
心臓機能障害	1級、3級	1級、3級
じん臓機能障害	1級、3級	1級、3級
呼吸器機能障害	1級、3級	1級、3級
ぼうこうまたは直腸の機能障害	1級、3級	1級、3級
小腸機能障害	1級、3級	1級、3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級	1級から3級
知的障害	—	療育手帳A
精神障害	—	精神障害者保健福祉手帳1級
肝臓機能障害	1級から3級	1級から3級

※減免対象となる障害等級は個別等級によります。